

災害時に自治会住民へ井戸水をご提供して頂く井戸について
(略称: 災害時開放井戸)

2023年2月吉日
小谷防災会

小谷防災会では、災害時の給水体制を強化するため、こやつ自治会地区内で井戸を所有している方のご協力により「災害時に自治会住民へ井戸水をご提供して頂く井戸(略称: 災害時開放井戸)」を指定しています。指定した井戸により、災害時に近隣の方々に対して無償で井戸水を提供していただけます。

1. 災害時開放井戸の利用に関する注意事項

- 地震などの災害発生時以外には利用できません。
- 災害時開放井戸に係るもの以外の敷地、建物などに立ち入ることはできません。
- 利用にあたっては、災害時開放井戸の管理者(小谷防災会及び所有者)が定める方法により利用しなければなりません。
- 午後11時から翌日午前7時までの間は、災害時開放井戸を利用することはできません。また、その時間は災害時開放井戸に係る敷地、建物などに立ち入ることはできません。
- 災害時開放井戸から汲み取った水を利用して利益を得ることはできません。
- 必要に応じて小谷防災会所有の発電機を設置の上、井戸水提供に備えます。
- 利用方法などは、小谷防災会役員にお問い合わせください。
「災害時開放井戸」の所有者への直接の問合せはご遠慮ください。

2. 災害時開放井戸の所在地の公開

災害が発生し、災害時開放井戸の使用が必要になった時に初めて、小谷防災会により所在地を公開いたします。

3. 災害時開放井戸の募集について

協力していただける方を、適時募集しています。

普段、飲用としてお使いの井戸を「災害時開放井戸」として指定し、災害時に近隣の方々に無償で井戸水を提供していただける方を募集しています。「災害時開放井戸」に指定された場合は、小谷防災会と協定を結び、災害時に速やかに活用できるよう、災害発生時に「災害時開放井戸」のプレートを掲示するとともに、井戸の所在地などをこやつ自治会地区内の皆さんに公表します。

■対象

こやつ自治会地区内に現在飲用として使用している井戸をお持ちの方
※井戸水は、必要に応じて小谷防災会の費用負担において、水質検査をします。水質の基準を満たすことが指定の要件になります。

■応募方法

こやつ自治会班長または小谷防災会役員、災害時ボランティア隊を通じて、小谷防災会会長(2班 村木晃次、おゆみ野5-35-12)までご連絡ください。